

防災

水害対策について

**Q** 10月1日の台風21号は、全町的に多大な被害をもたらした。特に芦之湯地区は山崩れによる被害が大きく、町として治山治水事業の充実をどう考えるか。

**A** 災害危険箇所は平成8年度、全国一斉に土砂災害危険箇所の調査が実施され、本町管内では泉と町が行い、土石流危険渓流66箇所、地滑り危険箇所2箇所、急傾斜地、崩壊危険箇所101箇所が対象となっている。

また、被災者は災害救助法等の適用をされず、個人補償制度を国県へ働きかけるべきである。

次に、災害時の警戒体制や救援体制はどのようなか伺う。

8年度、県防整備計画の第4期計画として須沢が平成6年度から、また早雲山大浦

沢は既に工事着手している。このほかの危険箇所についても災害に備え随時整備が行われている。山岳地帯という地勢条件から自然災害時には孤立化が懸念されているので、治山治水事業をさらに促進する必要がある。今後も国県に対して整備を進めるよう要望していきたい。

法的な救援を受けられない個人補償については、現時点においてできる限りの救済をしている。

町としてもこれ以上の補償はできないものと考え、被災者の立場にたち、制度確立が図られるよう要望して行くとともに、町独自の対策も研究して行きたい。

警戒体制については、通常気象警報が出された場合、庁舎内の災害対策連絡会議を設置し準備配備を取るほか、危険箇所の巡視警戒に当たるため警戒配備をとっている。

なお、今回の救援体制では町道、水路、町営水道、町営温泉の応急復旧を緊急に行い、

床上浸水の住民の方には仮住居の提供をはじめ、建物内土砂を取り除くための専門業者さらには、敷地内土砂除去のため町職員を派遣した。

また、防疫及び保健衛生面からも消毒液散布や緊急生活物資の支援をするなど要望等に対し、できる限りの対応を図った。

いずれにしても今回の台風を教訓に被災者の求める救援体制は何かなどについて研究してみた。

税務

新税導入計画をただす

**Q** 新税に対する考え方について、次の2点を伺う。

1 近い将来、新税導入計画はあるか

2 3号公共下水道を実施するため、新たに都市計画税を町民に求めるか

**A** 1 点目について、町村税研究会で共同研究を進めているが、現時点では未定である。

町の将来を見据えた中で必要が生じた時において、よりしっかりと研究をしてみたいと考えている。

2 点目について、都市計画税とは目的税であり、道路などの交通施設、公園、緑地などの公共空地、そして上下水道

電気、ガス供給事業、ごみ焼却場等の都市計画事業や土地区画整理事業に当てられる。町町をみると、これら施設

は、ほぼできていると思われるが、3号公共下水道の見通しが立っていないため、全町のな立場で判断し見送ってきた。

下水道事業には、一般会計から平成14年度でも7億500万円を繰出し、また、ごみ焼却施設については維持費だけでなく年間1億円ほどの経費を必要としている。

これら都市計画施設整備にかかわる費用は町財政の大きな支出となっている。自然と文化を主体とした国

際観光地として発展してきた町にとって、都市基盤の整備は欠くことのできない重要な課題であらうと考えている。したがってこれらの整備や維持管理を考えた場合、そこに当てる財源確保も当然考えなければならぬと思っ

る。都市計画税をいつから課税するかは今後検討していくことになるが、住民の皆さんに十分理解していただけるよう研究を進めて行きたいと考えている。



宮城野水センター